

人吉市農業委員会定例総会
(第3回)

令和7年3月25日

人吉市農業委員会

人吉市農業委員会定例総会会議録

令和7年3月25日

人吉市役所 2階 202会議室

議事日程

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第 1 | 議第 15 号 | 農地法第3条の許可申請に対する許可の決定について |
| 日程第 2 | 議第 16 号 | 農地法第5条の許可申請に対する許可の決定について |
| 日程第 3 | 議第 17 号 | 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条1項の規定に基づく農業委員会の意見決定について |
| 日程第 4 | 議第 18 号 | 農用地利用集積等促進計画（案）について |
| 日程第 5 | 議第 19 号 | 非農地証明願について |

○ 出席農業委員（10名）

会 長	10番	上 野 博 司
職務代理者	9番	林 主 一
委 員	1番	向 岩 敏 雄
同	2番	中 嶽 修 平
同	3番	原 口 政 廣
同	4番	渕 上 澄 雄
同	5番	竹 下 豊
同	6番	簗 田 秀 彦
同	7番	永 田 正 輝
同	8番	宮 崎 右 男

○ 出席推進委員（13名）

委 員	11番	牛 塚 敬 一 郎
同	12番	西 門 泰 人
同	13番	段 村 洋 一
同	14番	山 本 雄 二
同	15番	竹 田 博
同	17番	中 村 郁 子
同	18番	椎 葉 徹

同	19番	元 田 和 弘
同	20番	赤 池 親
同	21番	迫 田 公 江
同	22番	仲 村 建 彦
同	23番	北 山 加 一 郎
同	25番	東 照

○欠席した委員

推進委員	16番	有 瀬 英 憲
同	24番	東 悟

議事録署名農業委員	6番	簗 田 秀 彦
議事録署名推進委員	17番	中 村 郁 子

職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

局	長	鳥 越 輝 喜
係	長	豊 永 英 紀
主	任	湊 田 奈 緒 美
再 任 用 職 員		坂 井 正 子

開会 9 : 3 0

○（議長）おはようございます。本日は、16番委員と24番委員から欠席届が出ております。会議は、出席委員が定足数に達しておりますので、成立いたしました。

ただ今から令和7年第3回人吉市農業委員会総会を開会いたします。本日の議事録署名委員に6番委員、17番委員を指名します。

本日の議事日程の朗読を行います。事務局長お願いします。

○（事務局長）議事日程 朗読

○（議長）日程第1・議第15号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第1・議第15号 朗読

○（議長）1番について4番委員の調査報告をお願いします。

○（４番委員）おはようございます。議第１５号、農地法第３条の許可申請に対する１番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、２筆で６０３㎡です。３条の有償移転になります。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請理由といたしまして、譲渡人の農業経営の縮小、譲受人の農業経営の開始となっております。申請地はタブレットの位置図１ページをご覧ください。現地を確認して本人に聞き取りを行ったところ、以前は譲渡人の家族が耕作しておりましたが、もう耕作出来ないということで譲受人に買っていただけないか相談をしたとのことでした。そのようなことで仕事もされておられますが、これから農業と言いますか申請地の面積が狭いのでブルーベリーなどを植えてやっていきたいというお話でした。次に調査書をご覧ください。調査の結果、１番、４番、６番はいずれも該当せず、許可相当と判断をいたしました。ご審議の方よろしく願いいたします。

○（議長）ありがとうございました。１番の報告について質疑はありませんか。

○（６番委員）私も別の５条申請の件で事務局と現地調査を行った際、この申請地も見せていただきました。ブルーベリーや野菜などを栽培されるとのことですが、元々水田だった農地かと思いますが、低い土地だと感じました。譲り受けられての対策などはご本人から話はなかったのでしょうか。

○（４番委員）近所の方に農業をされている方がいらっしゃって、その方々に指導を受けてやっていきたいということでした。ブルーベリーも数か所に植えておられるのを少し見せていただきました。結構大きくなっていましたが、それを移植して増やしていきたいということでした。ブルーベリーはあまり手間がかからないということで、最初にブルーベリーで勉強をされて、少し野菜を育てたいということをお話されていました。

○（議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。
日程第2・議第16号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第2・議第16号 朗読

○（議長）1番について5番委員の調査報告をお願いします。

○（5番委員）おはようございます。議第16号、農地法第5条の許可申請に対する1番の調査報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田で農振区分は農用外、面積は2筆の合計で2,962㎡です。権利種別は所有権移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的は宅地分譲です。第3種農地、都市計画用途指定区域内、場所はタブレットの位置図をご覧ください。申請地は西側に市道と水路を挟んで住宅が数軒建ち並び、北側及び南側は水田です。転用によって生じる被害等については、西側の住宅に関しては相当の距離があるため、影響はないものと考えます。もし、問題が生じた場合はその都度よく話し合い解決の方策を模索するとのことでした。給水は前面市道配水管より分水取水するとのことです。雨水については、自然浸透または排水管を設置して側溝へ放流するとのことです。生活雑排水汚水につきましては、前面市道の污水管に接続するとのことでした。次に実質審査表をご覧ください。立地基準として農地の区分と転用目的は、第3種農地の転用は許可することができるとなっております。一般基準は1番、3番、6番、7番、8番は適当と判断をいたしました。よって、総合判断として立地基準及び一般基準により、許可相当と判断されます。ご審議の方よろしく願いいたします。

○（議長）ありがとうございました。1番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。
2番について6番委員の調査報告をお願いします。

○（6番委員）おはようございます。議第16号、農地法第5条の許可申請に対する2番

の調査報告を行います。まずは、議案書をご覧ください。地目は田、面積は2筆で2,507㎡、農用外で所有権移転となっております。譲渡人、譲受人は記載のとおりで転用目的はアパートの建設となっております。農地の区分は第2種農地で都市計画用途指定区域外でありまして、着工と完了は記載のとおりです。まずは、給水については、上水道を利用するということです。生活雑排水、汚水については敷地内に汚水管を新設し、市の下水道に接続するとなっております。雨水については、敷地内に雨水の浸透枡を設置し、オーバーフロー分を水路に放流するとなっております。これについては、隣接する農地及び水利組合、町内会からも同意書を取っておられまして、市道も横に入っておりますが、位置図をご覧ください分かれますが、市道と農道も接続をされており、ブロックを設置しながら防護するとなっております。申請地をご覧くださいと分かれますが、前のパチンコ屋が今はドラッグストアになっておりますが、その裏になります。次に実質審査表をご覧ください。立地基準は記載のとおりでございます。農地の区分と転用目的については、申請地は第2種農地であるが、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ないとなっております。一般基準としまして、1番、3番、6番、8番は適当と判断をいたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしました。ご審議の方よろしく願いいたします。

○（議長）ありがとうございました。2番の調査報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。

日程第3・議第17号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第3・議第17号 朗読

○（議長）それでは、事務局の説明をお願いします。

○（事務局 坂井）お手元の資料をご覧ください。令和7年3月12日付で人吉市長から農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5

条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）についての意見決定を求められています。まず、1ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表になります。左側の今回について、利用権設定の「田」が2,385㎡、「畑」が1,670㎡、合計の4,055㎡あがってきております。一番下の所有権移転はありませんでした。次に右側の本年累計は記載のとおりです。

次に2ページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表になります。今回、新規が2件のみとなります。いずれの案件もそれぞれの地区の担当委員さんに調査、確認をさせていただいております。それから、この集積計画（案）についての議案は今回が最後となりますので、申し添えておきます。以上、報告を終わります。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、これから配布してあります案件調査表に目を通す時間を5分間ほどとります。9時46分まで各自で審査をお願いします。

（ 各自審査 ）

○（議長）時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

貸借設定について原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

日程第4・議第18号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第4・議第18号 朗読

○（議長）利用権設定の「利用権を受ける者」が、8番と9番は9番委員本人、22番は21番委員の親族、23番は4番委員本人となっております。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与、採決に加わることはできませんが、参考人と

して出席し、説明等のため発言がありましたら許可したいと思います。お諮りいたします。関係委員の出席を許可することにご異議のない方の挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって許可いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

○（事務局 坂井）説明の前に補足説明をさせていただきます。１０番の貸し手のお名前が故人のお名前になっておりますが、実はまだ相続が済んでおりません。本来であれば、亡きが名前の前に付きますがこの表ではこのお名前となっております。続きまして２ページをお開きください。１９番、２０番、２３番、２４番の貸し手は現在、ご存命ではありませんが、１０年前の貸し借りの再設定になりますので、そのままのお名前を使っているということになります。再設定でございますので、その方のお名前の状態で貸してその更新のためそのままのお名前を使っていると聞いております。

それでは、お手元の資料をご覧ください。令和７年３月１７日付で人吉市長から農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）についての意見決定を求められております。まずは１ページをご覧ください。農地中間管理機構利用権設定等状況一覧表になります。今回、新規が１８件、更新が７件、合計の２５件ございました。利用権設定の全体の「田」が４０,７８６㎡、「畑」が１４,４５８㎡、合計の５５,２４４㎡となっております。以上です。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、これから配布してあります案件調査表に目を通す時間を５分間ほどとります。９時５５分まで各自で審査をお願いします。

（ 各自審査 ）

○（議長）時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

8 番、9 番、22 番、23 番を除く貸借設定について、原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
貸借設定の8 番、9 番、22 番、23 番について、原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
日程第5・議第19号を議題といたします。事務局係長をお願いします。

- (事務局係長) 日程第5・議第19号 朗読

- (議長) 1 番につきましては、願出人が5 番委員となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与、採決に加わることはできません。よって、一時退席されますようお願いします。

(5 番委員 退席)

- (議長) 1 番について13 番委員の調査報告をお願いします。

- (13 番委員) おはようございます。議第19号、非農地証明願の1 番の調査報告をいたします。総会議案書の5 ページをご覧ください。非農地証明の願出人、農地の所在、地目等はそれぞれ記載のとおりです。令和7年3月6日に1 番委員と事務局、私の3 名で現地調査をしました。この農地は上林町にある輸送事業者の北側に隣接する農地にある農地になります。農地の形状としては、(1) も (2) も幅員が2.5 m から2.8 m の細長い農地になり、宅地の周囲を取り囲んでいます。また、申請地の周囲の宅地と公衆用道路に囲まれており、農地のつながりもありません。申請地は辛うじて農地の状態を維持しておりますが、狭いうえに細長く、狭小でもあり、周りの状況から見てその農地を継続して耕作することは不可能と判断しました。よって、協議した結果、非農地証明基準の3 のイに該当し、非農地証明書の交付については適当と判断しました。以上、報告します。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

1 番の（1）について異議なしの方挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。

1 番の（2）について異議なしの方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

（ 事務局職員に 5 番委員を呼びに行くよう指示 5 番委員 着席 ）

○（議長）これで本日の議事は全部終了いたしました。

これにて令和 7 年第 3 回人吉市農業委員会総会を閉会します。

（ 9 時 5 7 分 終了 ）

人吉市農業委員会規則第 1 6 条第 2 項の規定によりここに署名する。

人吉市農業委員会会長

署名農業委員

署名推進委員